

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構契約事務規程（以下「規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年1月14日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 黒田 啓史

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名

京都市立病院整備工事 ただし、本館電気室空調改修工事

(2) 工事場所

京都市中京区壬生東高田町1番地2

(3) 工事概要

ア 空調改修工事

イ その他図面に記載の工事

(4) 工期

契約の日の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内の額を支払う。中間前払は行わない。

イ 部分払

部分払は行わない。

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8845

京都市中京区壬生東高田町1番地2

地方独立行政法人京都市立病院機構 京都市立病院事務局施設担当

電話：075-311-5311

E m a i l : kanri★kch-org.jp ※ ★を@に変換

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(2)にあつては公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 建設業法に基づく「管工事業」に係る主任技術者を1名配置し得ること。なお、当該技術者は次の条件を全て満たすこと。

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある）こと。

イ 入札参加資格申請日において、他の工事等に専任で配置されていないこと。

(2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一人しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者

(5) 次のア～キのいずれにも該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札参加資格確認申請書等及び設計図書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和4年1月18日（火）午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

ア 入札参加資格確認申請書等

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）ホームページにて配布する。

イ 設計図書

(1)の期間に設計図書提供依頼書を提出した者に対して、提出日の翌日から起算して1日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に設計図及び設計書（金抜き、細目別内訳まで）のPDFデータを個別に配布する。

5 入札参加資格確認

本件入札に参加を希望する場合は、(1)の期間に(2)の書類を各1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送（簡易書留に限る。）によるものとし、電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

公告の日から令和4年1月20日（木）までとする。

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、郵送の場合は令和4年1月20日（木）必着とする。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書

配置予定の技術者を記載し、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

エ 誓約書

オ 確認通知用封筒（長形3号封筒に、宛先を記入のうえ、通常郵便料金84円に簡易書留料金320円を加えた切手を貼付すること。）

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認は、提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果を令和4年1月25日（火）までに書面により通知する。

(5) 入札参加資格を有すると認められなかった者に対する書面による理由説明

入札参加資格を有すると認められなかった者が、理由について書面による説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を上記2宛に持参し、提出すること。ただし、正午から午後1時までは受付を行わない。

(6) その他

ア 申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出後の申請書等の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書等は、返却しない。

オ 提出された申請書等は、京都市情報公開条例第2条に規定する公文書として取り扱う。

カ 申請書等に用いる言語は日本語に限る。

6 入札方法等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、設計図書等に基づき積算のうえ、(2)の入札期間に(3)の入札場所で入札を行うこと。ただし、入札参加資格を有すると認められなかった場合には、入札に参加できない。なお、入札を辞退する場合には、令和4年1月31日（月）の午後4時までに入札辞退届により届け出ること。

(2) 入札期間

令和4年1月28日（金）午前9時から令和4年1月31日（月）午後4時まで

なお、受付時間は土、日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 入札場所

上記2に同じ

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地

方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

(5) 入札資料の提出方法

ア 持参の場合 入札期間に下表のとおり提出すること。

入札書	別紙「封書の記載方法」に基づき、長形3号封筒に封入すること。
(委任する場合) 委任状	別紙様式を使用して作成し、入札書に同封しないこと。

イ 郵送の場合 入札期間に簡易書留にて下表のとおり提出するものとする。

表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面糊付部分には封緘印を押印すること。

入札書	別紙「封書の記載方法」に基づき、長形3号封筒に封入すること。
(委任する場合) 委任状	別紙様式を使用して作成し、入札書に同封しないこと。

電送による入札は認めない。

(6) 入札者又はその代理人は、提出した入札資料の訂正又は撤回をすることはできない。

(7) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 8,510,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

7 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和4年1月31日（木）午後4時

(2) 開札場所

入札参加資格を有すると認められた者に対して、個別に通知する。

(3) 落札者の決定

ア 開札後、予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ イの同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない機構職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌日の午後1時から機構ホームページにおいて公表する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者が、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を上記2宛に持参し、提出すること。ただし、正午から午後1時までは受付を行わない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

エ 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

オ 前各号に定めるもののほか、規程第5条各号に掲げる入札

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要（機構工事請負契約書を使用すること。）

(3) 本公告に関する問合せ先

上記2に同じ（問合せ内容を電子メールで送信のうえ、電話にて受信確認を行うこと。）

(4) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(5) 質問に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日から起算して1日（日数の計算に当たっては、土、日及び休日を除く。）以内に機構ホームページに掲載する。

(6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(7) 本公告に定めのない事項については、規程その他機構が定める細則、要綱等のほか関係法令によるものとする。